

(記入要領)退職後の未徴収税額を普通徴収へ変更するとき

特別徴収税額通知書に記載された税額を記入してください。なお、年度途中で税額変更通知書を受けた方については、変更後の税額を記入してください。

対象者の特別徴収税額を何月から何月まで徴収したかを記入してください。また、徴収した税額も記入してください。

(ア)から(イ)を差し引いた金額。対象者の残税額になります。

特別徴収することができなくなった事由を○で囲んでください。

特別徴収義務者の指定番号を記載してください。

結婚等により、姓が変わった方は、必ず旧姓を記入してください。

平成30年度 町民税 給与支払報告書 にかかると特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

(あて先) 粕屋町長 平成 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者) 名称(氏名) (〒 -) 所在地 (〒 -) 法人番号		特別徴収義務者指定番号	
給与所得者名 (旧姓) 氏名 生年月日 年 月 日生 個人番号		(ア) 特別徴収税額 年 税 額	(イ) 徴収済額 月分～ 月分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日 異動事由 退職・死亡 転勤・転職 休職・長欠 育休・その他
異動後の現住所及び連絡先 (必ず記入してください)		1月1日から退職時までの給与支払額 円		1月1日から退職時までの給与支払額 円	
連絡先 ()		控除社会保険料額 円		控除社会保険料額 円	

一月一日から四月三十日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申し出がなくても必ず一括徴収してください。

この届出書に回答される方の氏名・所属などを記入してください。

1月1日から退職時までに支払いが確定した給与・賞与等と、それから差し引かれた社会保険料を記入してください。

退職後の住所を記入してください。不明のときは、把握されている最終の住所を記入してください。

◎退職等による残税額の「一括徴収」について、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由 該当するものに○を付してください。 1. 異動が平成30年12月31日までで、申出があったため。 (月 日申出) 2. 異動が平成31年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 一括徴収した税額は 月分	確認番号 平成30年度 月 月 月 月 平成31年度 月 月 月 月
一括徴収できない理由 該当するものに○を付してください。 1. 1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当等の支払いがないため。 2. その他理由 ()	日納期限分) (月 日納期限分) で納入します。	※町処 理 欄 異動 本人通知 事業所通知

記入不要

普通徴収に「○」をつけてください。

◎異動後の特別徴収届出者

フリガナ 名称(氏名) 所在地 (〒 -) 法人番号	※新規
--------------------------------------	-----

記入不要

【一括徴収について】
 退職等が平成31年1月1日以降の場合、残税額を原則一括徴収しなければなりません。ただし、以下の場合は普通徴収となります。
 ①5月31日までの間に支払われる給与や退職手当等の額が未徴収税額以下の場合。
 ②死亡による退職の場合。